

I 協働事業提案制度について

1. 趣旨

市では、これまでも、市民の皆さんと一っしょに住みよいまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化や高度情報化、地方分権の進展など社会経済環境が大きく変化する中で、地域の公共的課題も多様化、複雑化しており、新たな市民参画・協働の仕組みづくりの必要性が高まってきました。

一方、近年は、町会をはじめとした従来の地域コミュニティはもとより、新たに自主的なサークルや NPO など、特定の分野や課題をテーマとしたコミュニティも生まれ、蕨のまちづくりの担い手として様々な活動を行っています。

そうした中、市では、平成25年4月から市民参画と協働を推進する条例（愛称 みんなで創るわらび推進条例）を施行し、町会や NPO などの市民活動を行う団体から、その専門性や柔軟性を生かした事業を提案していただき、市との協働で地域課題の解決を図る「協働事業提案制度」を実施しています。

この制度により、市民活動団体と市が、まちを愛する気持ちを共有し、対等な立場からそれぞれの役割を担い、市民主体の活力あるまちづくりを目指します。

2. 募集内容

1 団体 1 事業の提案とし、次のいずれかのテーマおよび形態で提案事業を募集します。

① テーマ

【自由テーマ】 地域課題や社会的課題に基づき、自由にテーマを設定したもの。新たな事業提案だけでなく、市が既の実施している事業に関連する提案も可能。

~~【指定テーマ】 あらかじめ市が指定した行政課題に基づくテーマを設定したもの。~~

※平成30年度協働事業では【指定テーマ】の募集はありません。

② 協働の形態

【共 催】 提案者と行政が共に事業の主体（主催者）となる協働の形態です。お互いが対等な立場で企画段階から話し合い、責任や役割、経費の分担を明確にして事業を実施します。

事業実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

【委 託】 行政が担うべき事業を、市民活動団体がその特性を活かして、より効果的に取り組む協働の形態です。行政ではできなかった、きめ細やかなサービスの提供や専門的な事業が可能になります。

事業実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

【補 助】 提案者が行う事業に対して、財政的な支援を行うことで公益を実現する協働の形態です。事業の主体である市民活動団体の自主・自立が尊重されます。

補助金額 補助金対象経費の額（上限30万円）

※同じ事業（同規模）を複数年継続する場合

2年目＝補助対象経費の75%（上限30万円）

3年目＝補助対象経費の50%（上限30万円）

事業実施期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

平成29年度に採択された「協働事業」【自由テーマ】

①「わらび防災大学校」（委託事業）

団体名 蕨防災士会 / 担当課 安全安心推進課

②「デートDV防止啓発事業」（共催事業）

団体名 蕨市男女平等推進市民会議 / 担当課 学校教育課、市民活動推進室

③「蕨と鉄道 にぎわい創出PJ～鉄道を中心とした地域貢献～」(補助事業)

団体名 わらてつまつり実行委員会 / 担当課 商工生活室

3. 提案できる団体

市民活動団体、NPO法人、ボランティア団体、町会、企業、大学等で、次のすべての要件を満たす団体とします。なお、要件を満たす団体が複数で組んで提案することもできます。

- ① 蕨市内で社会貢献活動を行っていること。または、既に市外で社会貢献活動を行っており、今後、蕨市内で活動を行う計画があること
- ② 原則として1年以上継続して社会貢献活動を行っていること
- ③ 5人以上の会員で構成されていること
- ④ 組織の運営に関する規約、会則等があること

次のいずれかに該当する団体は対象としません。

- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする団体
- ・ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとしている者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ・ 暴力団または暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体

※上記の内容以外であっても、市長が適当でないとするときは、対象としない場合があります。

※応募後に上記要件を満たさないことが判明した場合は、その時点で応募資格を失うこととなります。

4. 提案できる事業

提案できる事業は、次の要件をすべて満たすものとします。

- ① 公益的・社会貢献的な事業であって、市と協働して取り組むことにより、地域の課題や社会的な課題の解決につながるものであること
- ② 協働の役割分担が明確かつ妥当であって、確実に実施できるものであること

次のいずれかに該当する事業は対象としません。

- ・ 営利を目的とする事業
- ・ 特定の個人または特定の団体のみが利益を受ける事業
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする事業
- ・ 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとしている者を含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする事業
- ・ 施設等の建設または整備を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業

※上記の内容以外であっても、市長が適当でないとするときは、対象としない場合があります。

5. 対象経費について

対象となる経費は、提案事業の実施に直接関わる経費のみとなります。提案団体の組織自体を維持するための経常的経費は、対象となりません。また、対象となる経費であっても、経費の見積もりに対する妥当性や金額については、市との協議の中で調整させていただく場合があります。当初計上しなかった経費項目は、事業実施時に支出が生じても、対象経費とはなりません。

なお、経費の確定は、市議会における予算案の可決が必要となります。

対象となる経費

対象経費	例
人件費	事業を実施するためのスタッフの人件費など
報償費（謝礼）	講師等の外部専門家に対する謝礼金など
旅 費（交通費）	事業の実施に要するスタッフの交通費
消耗品費	会議、イベント、資料作成等に必要な消耗品など
食糧費	講師へのお茶代
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷製本費、コピー代など
委託料	専門的な技術が必要な業務を外部に委託した場合の費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機材等のレンタル料など
通信運搬費	資料を送付するための郵送料、宅配料など
保険料	事業実施に必要な保険料
その他	その他、事業の実施のために必要な経費

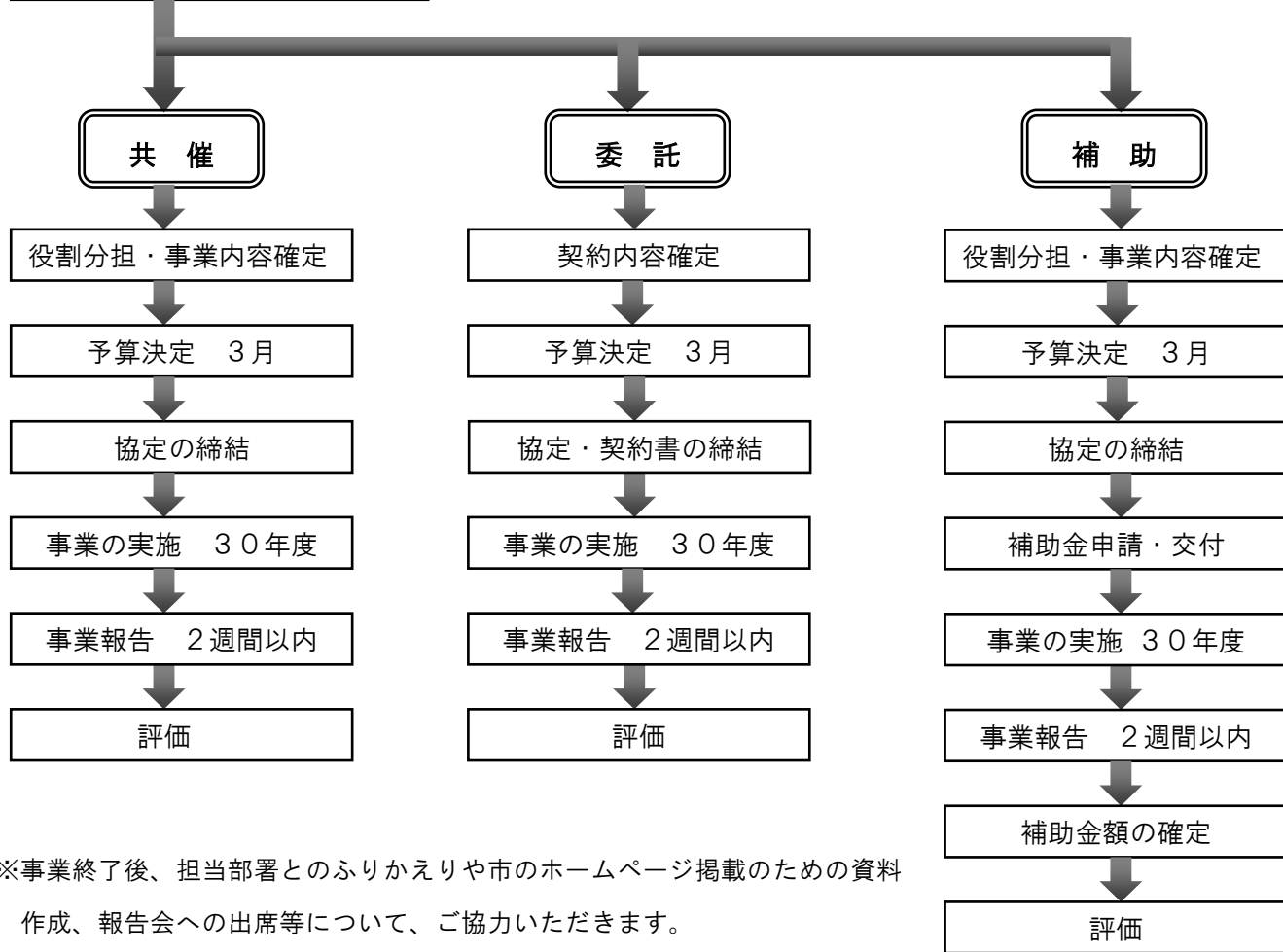
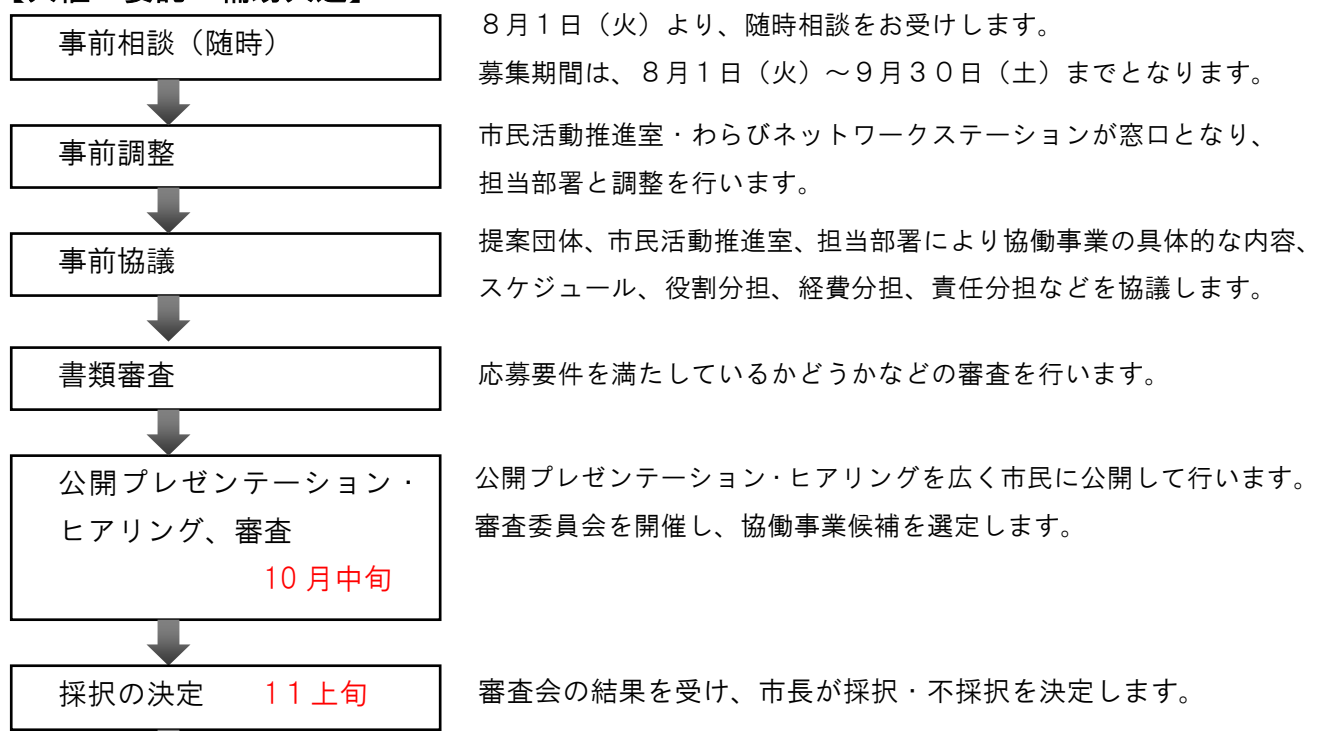
対象とならない経費

対象経費	例
人件費	事業に直接関わらないスタッフに対する人件費など
報償費（謝礼）	団体の構成員に対する謝礼など
旅 費（交通費）	参加者の交通費など
消耗品費	記念品の作成、購入費など
食糧費	事業の準備や実施、会議や反省会等の際の飲食費など
使用料及び賃借料	事務所の賃借料など
その他	その他、市長が適当でないと認める経費

※ 対象となる経費か、対象とならない経費かの判断がつかねる場合は、必ず事前（発注や購入の前）に相談してください。

6. 事業の流れ

【共催・委託・補助共通】



※事業終了後、担当部署とのふりかえりや市のホームページ掲載のための資料作成、報告会への出席等について、ご協力いただきます。

Ⅱ 応募について

7. 募集期間・提出先

- ① 募集期間 平成29年8月1日（火）～9月30日（土）
- ② 受付時間 市民活動推進室
月～金 午前8時30分～午後5時15分
わらびネットワークステーション
火～金 午前8時30分～午後9時
土・日 午前8時30分～午後5時
- ③ 提出先 提出書類をそろえて、市民活動推進室（市役所1階9番窓口）または、わらびネットワークステーション（くるる1階）へお持ちください。
（郵送不可）
※ただし、土・日曜日については、わらびネットワークステーションのみ、月曜日については、市民活動推進室のみの受付となりますのでご注意ください。

●蕨市役所 市民活動推進室

〒335-8501 蕨市中央5-14-15（市役所1階 9番窓口）

電 話 048-432-3200（代表）内線296

048-433-7745（直通）

F A X 048-434-2233

●わらびネットワークステーション

〒335-0004 蕨市中央1-23-8 くるる1階

電 話／F A X 048-445-7256

メール siminsit@city.warabi.saitama.jp

（市民活動推進室、わらびネットワークステーション共通）

※提案に関して必要な経費は、すべて提案者の負担となります。

※ご提出いただいた書類は、返却いたしません。

8. 応募時の提出書類

応募の際は、次の書類を提出してください。なお、提出された書類については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

- ① 蕨市協働事業提案書 (様式第1号)
- ② 蕨市協働事業実施計画書 (様式第2号)
- ③ 蕨市協働事業収支予算書 (様式第3号)
- ④ 蕨市協働事業提案団体概要書 (様式第4号)

＜添付書類＞ ※様式の定めはありません

- ・直近年度の団体の収支決算書
- ・申請年度の団体の予算書
- ・団体の定款、規約、会則等
- ・団体の会員名簿

※その他、市長が必要と認める書類について、提出していただく場合があります。

9. 事前相談の実施

下記のとおり、蕨市協働事業提案制度及び募集についての事前相談を実施します。お越しの際は、必ず事前にご連絡をお願いします。

① 市民活動推進室

電 話 048-432-3200 (代表) 内線296

048-433-7745 (直通)

相談日 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日及び祝日は閉庁日となります。

② わらびネットワークステーション

電 話 048-445-7256

相談日 火～金曜日 午前8時30分～午後9時

土・日曜日 午前8時30分～午後5時

※祝日及び9月19日(火)は休業日となります。

Ⅲ 審査について

10. 協働事業候補の決定

審査は、応募要件を満たしているかについて書類審査を行い、審査を通過した団体を対象に、公開プレゼンテーション及びヒアリングを行います。この内容をもとに、審査委員会において、以下の審査基準に基づき協働事業の候補を選定します。

審査基準

必 要 性	市の事業として必要性の高い事業か。(自由テーマのみ)
公 益 性	公益性・社会貢献性の高い事業か。
効 果	地域課題・社会的課題の解決や市民サービスの向上などの具体的効果が見込めるか。
独 自 性	新規性や独自性を備えた事業であるか。
企 画 力	目標の実現に向けて、実施方法が妥当な内容であるか。
専 門 性	その団体ならではの専門性があるか。
役 割 分 担	団体と市との役割分担は明確かつ妥当か。
経費の妥当性	妥当な経費見積もり、積算となっているか。
事業遂行能力・ 計画の実現性	実施体制やスケジュールが適切であり、確実に実行できるか。また、事業遂行上の問題を解決していくための専門性及び経験が十分にあり、また市と一緒に事業を検討し、練り上げていく能力があると認められるか。

Ⅳ 採択された場合について

11. 事業の採択

蕨市協働事業審査委員会は協働事業の候補を選定して、その結果を市長に報告し、市長が採択・不採択を決定します。採択・不採択の結果は、蕨市協働事業審査結果通知書により提案団体に通知するとともに公表します。

12. 採択決定後から事業の実施まで

【共 催】

- ① 担当部署と協働事業の詳細について再度協議のうえ、審査委員会の意見等を反映させ、役割分担・事業内容を確定します。
- ② 予算の成立を条件として、翌年度に事業を実施します。
- ③ 団体と担当部署は、協働事業の実施にあたり、基本事項等に関する協定を締結します。
- ④ 事業の実施にあたっては、その都度、進捗状況や役割分担を担当部署と確認しながら進めます。
- ⑤ 経費の支出については、担当部署が直接予算を執行します。

【委 託】

- ① 担当部署と協働事業の詳細について再度協議のうえ、審査委員会の意見等を反映させ、役割分担・事業内容を確定します。
- ② 予算の成立を条件として、翌年度に事業を実施します。
- ③ 団体と担当部署は、協働事業の実施にあたり、基本事項等に関する協定を締結します。また、別途契約書を締結します。
- ④ 事業の実施にあたっては、その都度、進捗状況や役割分担を担当部署と確認しながら進めます。
- ⑤ 経費の支出については、団体からの請求に基づき、概算払い、分割払い、事業終了後一括払いのいずれかの方法により、委託料を支払います。

【補 助】

- ① 担当部署と協働事業の詳細について再度協議のうえ、審査委員会の意見等を反映させ、役割分担・事業内容を確定します。
- ② 予算の成立を条件として、翌年度に事業を実施します。
- ③ 団体と担当部署は、市と協働事業の実施に当たっての基本事項等に関する協定を締結します。
- ④ 蕨市協働提案事業補助金交付申請書を提出していただき、書類を審査の上、その適否を決定します。
- ⑤ 適当と認められた時は蕨市協働提案事業補助金交付決定通知書を、不相当とした時は蕨市協働提案事業補助金不交付決定通知書を、団体に通知します。
- ⑥ 補助金の交付決定を受けた団体は、蕨市協働提案事業補助金交付請求書を提出していただきます。
- ⑦ 概算払いにより、速やかに補助金を交付します。

13. 事業報告・精算

【共通】

- ① 協働事業の完了後、2週間以内に事業実績報告書を提出していただきます。
- ② 協働事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておいてください。

【委託の場合】

協働事業の経費が目的通りに使われていない場合や、余剰金が生じた場合は、市へ返還していただくこととなります。

【補助の場合】

【共通】①の報告後に書類を審査の上、補助金の額を決定し、蕨市協働提案事業補助金確定通知書により、団体に通知します。余剰金が生じた場合は、市へ返還していただくこととなります。

14. 評価

担当部署及び協働事業実施団体は、実施した協働事業の効果を確認するため、評価シートを用いた振り返りにより、それぞれ協働事業の評価を行います。

15. 協働事業の公表

審査の公正性や透明性、地域における協働の理解を高めるため、提案された事業の概要、団体名、協働事業完了後の事業報告及び評価についてもホームページ等で公表します。

また、公開プレゼンテーションの来場者には、発表団体の協働事業の提案書類一式を資料として配布します。

なお、公表及び資料配布の際は、掲載されている個人情報に配慮します。

16. 協働提案事業報告会の実施

協働事業実施団体は、翌年度に協働提案事業報告会で事業の報告をしていただきます。

また、事業の概要、協働による効果、成果・感想・今後の課題などを蕨市ホームページで公表します。